

遺産分割協議書

渡邊一郎（本籍：岐阜県 市 町 番地）が2004年1月10日死亡したことに伴う相続につき、共同相続人である渡邊次郎、渡邊三郎および斉藤一子は次の通り遺産分割協議した。

第1条 渡邊次郎は、次の不動産を相続する。

所在 岐阜県 市 町 6丁目
地番 21番3
地目 山林
地積 560平方メートル

第2条 渡邊三郎は以下に記載の不動産を含め第1条記載の遺産を除く全ての遺産を相続する。

所在 市 町 丁目
地番 番
地目 宅地
地積 ・ 平方メートル
所在 市 町 丁目 番地
家屋番号 番 の 壱
構造 木造瓦葺式階建
種類 居宅
床面積 壱階 ・ 平方メートル
式階 ・ 平方メートル

第3条 渡邊三郎は第2条により上記遺産を取得する代償として、渡邊次郎および斉藤一子に対して、それぞれ、金1200万円を次の通り支払う。

2004年5月から毎月10日限り、金50万円ずつ、分割払いする。

第4条 本協議を証するためこの証書を作り各署名・捺印（実印）し、それぞれ、その壱通を保有する。

2004年 3月25日

住所
本籍
氏名 渡邊次郎 実印

住所
本籍
氏名 渡邊三郎 実印

住所
本籍
氏名 斉藤一子 実印